

平成26年度決算に基づく

仙台市健全化判断比率・
資金不足比率審査意見書

仙台市監査委員

H27 監 監 第 683 号

平成 27 年 8 月 25 日

仙台市長 奥 山 恵 美 子 様

仙台市監査委員	高 橋 一 典
同	須 藤 裕 州
同	浅 野 孝 雄
同	高 橋 次 男

健全化判断比率・資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

目 次

平成26年度決算に基づく仙台市 健全化判断比率・資金不足比率審査意見

健全化判断比率審査

第1 審査の対象	1
第2 審査の期間	1
第3 審査の方法	1
第4 審査の結果	1
第5 健全化判断比率の状況	2
(1) 実質赤字比率	2
(2) 連結実質赤字比率	3
(3) 実質公債費比率	4
(4) 将来負担比率	5

資金不足比率審査

第1 審査の対象	7
第2 審査の期間	7
第3 審査の方法	7
第4 審査の結果	7
第5 資金不足比率の状況	8
(1) 下水道事業会計	8
(2) 自動車運送事業会計	8
(3) 高速鉄道事業会計	9
(4) 水道事業会計	9
(5) ガス事業会計	10
(6) 病院事業会計	10
(7) 中央卸売市場事業特別会計	11

平成 26 年度決算に基づく仙台市財政健全化判断比率審査意見

第 1 審査の対象

平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

上記比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 27 年 7 月 31 日から同年 8 月 20 日まで

第 3 審査の方法

審査は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の計算が正確であるか、その算定の基礎となる書類が適正に作成されているかについて、関係資料との照合、財政局長等からの説明聴取等の方法により実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも適正に作成された書類に基づき正確に算定されていると認める。

健全化判断比率	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	—	11.25 %
連結実質赤字比率	—	—	—	16.25 %
実質公債費比率	11.3 %	11.3 %	10.8 %	25 %
将来負担比率	141.2 %	134.6 %	133.2 %	400 %

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がない場合は「—」で表示した。

第5 健全化判断比率の状況

各種健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(1) 実質赤字比率

$$\begin{array}{l}
 \text{(実質赤字比率)} \quad [\text{---}] = \frac{\text{(一般会計等実質赤字額)} \quad [\text{---}]}{\text{(標準財政規模)} \quad 236,229,003 \text{ 千円}}
 \end{array}$$

標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税交付額と臨時財政対策債発行可能額を加算した額をいう。

一般会計等実質収支額は 3,365,566 千円の黒字となっており、実質赤字額は発生していない。

なお、一般会計等実質収支額の対前年度比較は第1表のとおりであり、前年度 6,599,073 千円に比べ 3,233,507 千円減少している。

第1表(一般会計等実質収支額の対前年度比較)

(単位：千円)

項 目	25年度	26年度	増 減
歳入総額 ①	710,826,090	704,930,871	△ 5,895,219
歳出総額 ②	672,879,197	677,027,264	4,148,067
歳入歳出差引額 ③=①-②	37,946,893	27,903,607	△ 10,043,286
翌年度に繰り越すべき財源 ④	31,347,820	24,538,041	△ 6,809,779
一般会計等実質収支額 ③-④	6,599,073	3,365,566	△ 3,233,507

(2) 連結実質赤字比率

$$\text{(連結実質赤字比率)} \text{ [ー]} = \frac{\text{(連結実質赤字額)} \text{ [ー]}}{\text{(標準財政規模)} 236,229,003 \text{ 千円}}$$

連結実質収支額は 36,519,595 千円の黒字となっており、連結実質赤字額は発生していない。

なお、連結実質収支額の内訳及び対前年度比較は第2表のとおりであるが、連結実質収支額は前年度 36,998,589 千円に比べ 478,994 千円減少している。これは、下水道事業会計、ガス事業会計の実質収支額が増加したものの、一般会計の実質収支額が減少したこと等による。

第2表(連結実質収支額の内訳及び対前年度比較)

(単位：千円)

項 目		実 質 収 支 額		増 減	
		25年度	26年度		
一般会計等		6,599,073	3,365,566	△ 3,233,507	
一般会計		5,925,603	2,833,927	△ 3,091,676	
一般会計等に属する特別会計					
都市改造事業特別会計		654,383	494,606	△ 159,777	
公共用地先行取得事業特別会計		0	0	0	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計		0	0	0	
新墓園事業特別会計		19,087	37,033	17,946	
公債管理特別会計		0	0	0	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
国民健康保険事業特別会計		3,152,161	3,389,147	236,986	
駐車場事業特別会計		0	0	0	
後期高齢者医療事業特別会計		251,420	70,791	△ 180,629	
介護保険事業特別会計		1,227,771	969,204	△ 258,567	
公営企業会計	法適用企業	下水道事業会計	6,726,913	8,338,870	1,611,957
		自動車運送事業会計	△ 4,038	△ 37,297	△ 33,259
		高速鉄道事業会計	0	0	0
		水道事業会計	12,327,390	12,787,655	460,265
		ガス事業会計	2,642,777	4,039,512	1,396,735
		病院事業会計	4,075,122	3,596,147	△ 478,975
	法非適用企業	中央卸売市場事業特別会計	0	0	0
合 計		36,998,589	36,519,595	△ 478,994	

※公営企業会計の実質収支額欄は資金不足額又は剰余額となる。

(3) 実質公債費比率

平成 24 年度 (実質公債費比率) = 11.99502%	$\frac{(43,433,899 \text{ 千円} + 30,048,774 \text{ 千円})}{(228,927,535 \text{ 千円})} - \frac{(12,978,721 \text{ 千円} + 37,547,935 \text{ 千円})}{(37,547,935 \text{ 千円})}$ <p>(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)</p> <p>(標準財政規模) - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)</p>
平成 25 年度 (実質公債費比率) = 11.03708%	$\frac{(40,467,966 \text{ 千円} + 31,254,781 \text{ 千円})}{(232,817,718 \text{ 千円})} - \frac{(12,728,675 \text{ 千円} + 37,428,845 \text{ 千円})}{(37,428,845 \text{ 千円})}$ <p>(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)</p> <p>(標準財政規模) - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)</p>
平成 26 年度 (実質公債費比率) = 9.50188%	$\frac{(37,434,230 \text{ 千円} + 32,381,939 \text{ 千円})}{(236,229,003 \text{ 千円})} - \frac{(13,956,479 \text{ 千円} + 36,921,752 \text{ 千円})}{(36,921,752 \text{ 千円})}$ <p>(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)</p> <p>(標準財政規模) - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)</p>
平成 24 年度から平成 26 年度 3 ヶ年平均 = 10.8%	

実質公債費比率は、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 ヶ年平均で 10.8% となっており、平成 23 年度から平成 25 年度の 3 ヶ年平均 11.3% に比べ 0.5 ポイント低下している。

なお、実質公債費比率の推移は第 3 表のとおりであるが、単年度の比率については、平成 26 年度が 9.50188% となっており、前年度 11.03708% に比べ 1.5352 ポイント低下している。

第 3 表(実質公債費比率の推移)

年 度	実 質 公 債 費 比 率
23 年度 (単年度)	11.06461%
24 年度 (単年度)	11.99502%
25 年度 (単年度)	11.03708%
26 年度 (単年度)	9.50188%
実質公債費比率 (23 年度～25 年度の 3 ヶ年平均)	11.3%
実質公債費比率 (24 年度～26 年度の 3 ヶ年平均)	10.8%

(4) 将来負担比率

$$\begin{aligned}
 & \frac{1,102,483,296 \text{ 千円}}{236,229,003 \text{ 千円}} = \frac{836,811,731 \text{ 千円}}{36,921,752 \text{ 千円}} \\
 & \text{(将来負担比率) } 133.2\% = \frac{\text{(将来負担額)} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{(標準財政規模)} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}
 \end{aligned}$$

将来負担比率は133.2%となっており、前年度134.6%に比べ1.4ポイント低下している。

なお、将来負担額は1,102,483,296千円であり、前年度1,084,845,056千円に比べ17,638,240千円増加しているが、これは、設立法人の負債額等負担見込額が減少したものの、地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額が増加したことによる。

一方、充当可能財源等は836,811,731千円であり、前年度821,818,045千円に比べ、14,993,686千円増加しているが、これは、充当可能特定歳入としての都市計画税が減少したものの、充当可能基金、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額、都市計画税以外の充当可能特定歳入が増加したことによる。

将来負担額の内訳及び対前年度比較は第4-1表、充当可能財源等の内訳及び対前年度比較は第4-2表のとおりである。

第4-1表(将来負担額の内訳及び対前年度比較)

(単位：千円)

項 目	25年度		26年度		増 減	
	金 額	全体に占める割合	金 額	全体に占める割合		
地方債の現在高	847,435,969	78.1%	863,549,115	78.3%	16,113,146	
債務負担行為に基づく支出予定額	20,463,304	1.9%	21,719,047	2.0%	1,255,743	
公営企業債等繰入見込額	143,771,874	13.3%	144,928,332	13.1%	1,156,458	
組合等負担等見込額	0	0.0%	0	0.0%	0	
退職手当負担見込額	67,177,276	6.2%	67,248,294	6.1%	71,018	
設立法人の負債額等負担見込額	土地開発公社	5,147,864	0.5%	4,653,492	0.4%	△ 494,372
	第三セクター等	848,769	0.1%	385,016	0.0%	△ 463,753
連結実質赤字額	-	-	-	-	-	
組合等連結実質赤字額負担見込額	-	-	-	-	-	
合 計	1,084,845,056	100.0%	1,102,483,296	100.0%	17,638,240	

第4-2表(充当可能財源等の内訳及び対前年度比較)

(単位：千円)

項 目	25年度	26年度	増 減
充当可能基金	188,881,183	197,205,406	8,324,223
充当可能特定歳入	130,112,355	130,415,874	303,519
(うち都市計画税)	(90,889,774)	(88,512,850)	(△2,376,924)
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	502,824,507	509,190,451	6,365,944
合 計	821,818,045	836,811,731	14,993,686

平成26年度決算に基づく仙台市資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

平成26年度決算に基づく資金不足比率

- (1) 仙台市下水道事業会計
- (2) 仙台市自動車運送事業会計
- (3) 仙台市高速鉄道事業会計
- (4) 仙台市水道事業会計
- (5) 仙台市ガス事業会計
- (6) 仙台市病院事業会計
- (7) 仙台市中央卸売市場事業特別会計

上記各事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成27年7月1日から同年8月20日まで

第3 審査の方法

審査は、各事業の資金不足比率の計算が正確であるか、その算定の基礎となる書類が適正に作成されているかについて、関係資料との照合、各企業管理者等からの説明聴取などの方法により実施した。

第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率は、いずれも適正に作成された書類に基づき正確に算定されていると認める。

自動車運送事業においては、平成25年度に引き続き資金不足が生じているが、経営健全化基準を下回っている。

資金不足比率

事業名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	経営健全化基準
下水道事業	—	—	—	20%
自動車運送事業	—	0.0%	0.4%	
高速鉄道事業	—	—	—	
水道事業	—	—	—	
ガス事業	—	—	—	
病院事業	—	—	—	
中央卸売市場事業	—	—	—	

(注1) 資金不足比率は、資金不足額がない場合は「—」で表示した。

(注2) 平成25年度自動車運送事業の資金不足比率については、計算上0.05%となり、小数点第二位以下を切り捨てることとされていることから0.0%と表示した。

第5 資金不足比率の状況

(1) 下水道事業会計（法適用）

（単位：千円）

区 分	25年度	26年度	増減
資金不足額	-	-	-
(A=a+b-c)	△ 6,726,913	△ 8,338,870	△ 1,611,957
流動負債（a）	6,304,611	18,041,935	11,737,324
算入地方債現在高（b）	-	-	-
流動資産（c）	13,031,524	26,380,805	13,349,281
事業規模（B）	24,025,721	24,023,883	△ 1,838
資金不足比率（A/B×100）	-	-	-
経営健全化基準	20%	20%	-

- ・当年度は、 $A < 0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。
- ・流動負債は、控除企業債等及び控除引当金等を除いている。
- ・流動資産は、翌年度繰越事業に充当する特定収入及び貸倒引当金を除いている。

(2) 自動車運送事業会計（法適用）

（単位：千円）

区 分	25年度	26年度	増減
資金不足額	4,038	37,297	33,259
(A=a+b-c-d)	4,038	37,297	33,259
流動負債（a）	1,865,143	2,298,171	433,028
算入地方債現在高（b）	-	-	-
流動資産（c）	1,861,105	2,260,874	399,769
解消可能資金不足額（d）	0	0	-
事業規模（B）	7,513,989	7,463,358	△ 50,631
資金不足比率（A/B×100）	0.0%	0.4%	0.4%
経営健全化基準	20%	20%	-

- ・当年度は、 $a+b-c=37,297$ 千円 >0 となることから、算式に解消可能資金不足額(d)を算入している。
- ・解消可能資金不足額を控除した結果、資金不足が37,297千円となった。
- ・資金不足額(A)を事業規模(B)で除した資金不足比率は0.4%で、平成25年度より0.4ポイント上昇したが、経営健全化基準(20%)は下回っている。
- ・流動負債は、控除企業債等及び控除引当金等を除いている。
- ・流動資産は、貸倒引当金を除いている。
- ・解消可能資金不足額は、累積償還・償却差額算定方式により算出している。

(3) 高速鉄道事業会計（法適用）

(単位：千円)

区 分	25年度	26年度	増減
資金不足額	-	-	-
(A=a+b-c-d)	△ 28,636,314	△ 29,683,104	△ 1,046,790
流動負債 (a)	12,918,408	15,730,617	2,812,209
算入地方債現在高 (b)	-	-	-
流動資産 (c)	11,568,726	14,483,463	2,914,737
解消可能資金不足額 (d)	29,985,996	30,930,258	944,262
事業規模 (B)	11,931,428	11,886,805	△ 44,623
資金不足比率 (A/B×100)	-	-	-
経営健全化基準	20%	20%	-

- ・当年度は、 $a+b-c=1,247,154$ 千円 >0 となることから、算式に解消可能資金不足額(d)を算入している。
- ・解消可能資金不足額を控除した結果、 $A<0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。
- ・流動負債は、控除企業債等及び控除引当金等を除いている。
- ・流動資産は、貸倒引当金を除いている。
- ・解消可能資金不足額は、減価償却前経常利益による負債償還可能額算定方式により算出している。

(4) 水道事業会計（法適用）

(単位：千円)

区 分	25年度	26年度	増減
資金不足額	-	-	-
(A=a+b-c)	△ 12,327,390	△ 12,787,655	△ 460,265
流動負債 (a)	3,908,404	4,382,360	473,956
算入地方債現在高 (b)	-	-	-
流動資産 (c)	16,235,794	17,170,015	934,221
事業規模 (B)	24,600,236	24,543,039	△ 57,197
資金不足比率 (A/B×100)	-	-	-
経営健全化基準	20%	20%	-

- ・当年度は、 $A<0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。
- ・流動負債は、控除企業債等及び控除引当金等を除いている。
- ・流動資産は、貸倒引当金を除いている。

(5) ガス事業会計 (法適用)

(単位：千円)

区 分	25年度	26年度	増減
資金不足額	-	-	-
(A=a+b-c)	△ 2,642,777	△ 4,039,512	△ 1,396,735
流動負債 (a)	4,564,567	4,252,083	△ 312,484
算入地方債現在高 (b)	-	-	-
流動資産 (c)	7,207,344	8,291,595	1,084,251
事業規模 (B)	39,260,176	40,663,186	1,403,010
資金不足比率 (A/B×100)	-	-	-
経営健全化基準	20%	20%	-

- ・当年度は、 $A < 0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。
- ・流動負債は、控除企業債等及び控除引当金等を除いている。
- ・流動資産は、貸倒引当金を除いている。

(6) 病院事業会計 (法適用)

(単位：千円)

区 分	25年度	26年度	増減
資金不足額	-	-	-
(A=a+b-c)	△ 4,075,122	△ 3,596,147	478,975
流動負債 (a)	4,728,581	1,228,091	△ 3,500,490
算入地方債現在高 (b)	-	-	-
流動資産 (c)	8,803,703	4,824,238	△ 3,979,465
事業規模 (B)	11,888,313	12,223,446	335,133
資金不足比率 (A/B×100)	-	-	-
経営健全化基準	20%	20%	-

- ・当年度は、 $A < 0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。
- ・流動負債は、控除企業債等及び控除引当金等を除いている。
- ・流動資産は、貸倒引当金を除いている。

(7) 中央卸売市場事業特別会計（法非適用）

（単位：千円）

区 分	25年度	26年度	増減
資金不足額	-	-	-
(A=a+b-c)	0	0	0
歳出額 (a)	4,849,741	3,384,886	△ 1,464,855
算入地方債現在高 (b)	-	-	-
歳入額 (c)	4,849,741	3,384,886	△ 1,464,855
事業規模 (B)	1,430,378	1,458,184	27,806
資金不足比率 (A/B×100)	-	-	-
経営健全化基準	20%	20%	-

- ・当年度は、Aが0であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。
- ・歳入額は、翌年度に繰り越すべき財源を除いている。

算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

用語の説明

・資金不足額

（法適用）（流動負債 a + 算入地方債現在高 b - 流動資産 c） - 解消可能資金不足額 d

（法非適用）（歳出額 a + 算入地方債現在高 b - 歳入額（翌年度に繰り越すべき財源を除く） c）

- 解消可能資金不足額 d

※ a + b - c > 0 の場合に d を算入する。

・算入地方債現在高 建設改良費・準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の在り高

・解消可能資金不足額 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。次の3つのいずれかの算定方法がある。

① 累積償還・償却差額算定方式

② 減価償却前経常利益による負債償還可能額算定方式

③ 個別計画策定算定方式（基礎控除額算定方式とすることも可能）

・翌年度に繰り越すべき財源 繰越明許費繰越額、事故繰越繰越額等の合算額から、これらに係る未収入特定財源を控除した額

・事業規模（法適用） 営業収益の額 - 受託工事収益の額

（法非適用） 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入額

※法とは、地方公営企業法をいう。